

パワーポイント説明資料

【議事①】

国民健康保険の概要について

大津町役場 住民福祉部 健康保険課

■ 国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険法（第11条）において、都道府県と市町村にそれぞれ設置するよう規定されています。

市町村の国保運営協議会は、保険給付、保険料の徴収その他の市町村が処理する事務に係る重要事項について、関係者により審議を行う場として設置されるものです。

委員については、保険医等の代表（必須）、公益代表（必須）、被用者保険の代表（任意）の三者により構成することになっています。

■ 公的医療保険の種類

①被用者保険（職域保険）

- ・ 協会けんぽ（主に中小企業）
- ・ 健康保険組合（主に大企業）
- ・ 共済組合（公務員等）

②後期高齢者医療保険（75歳以上）

③国民健康保険（自営業・農業・非正規雇用者他）

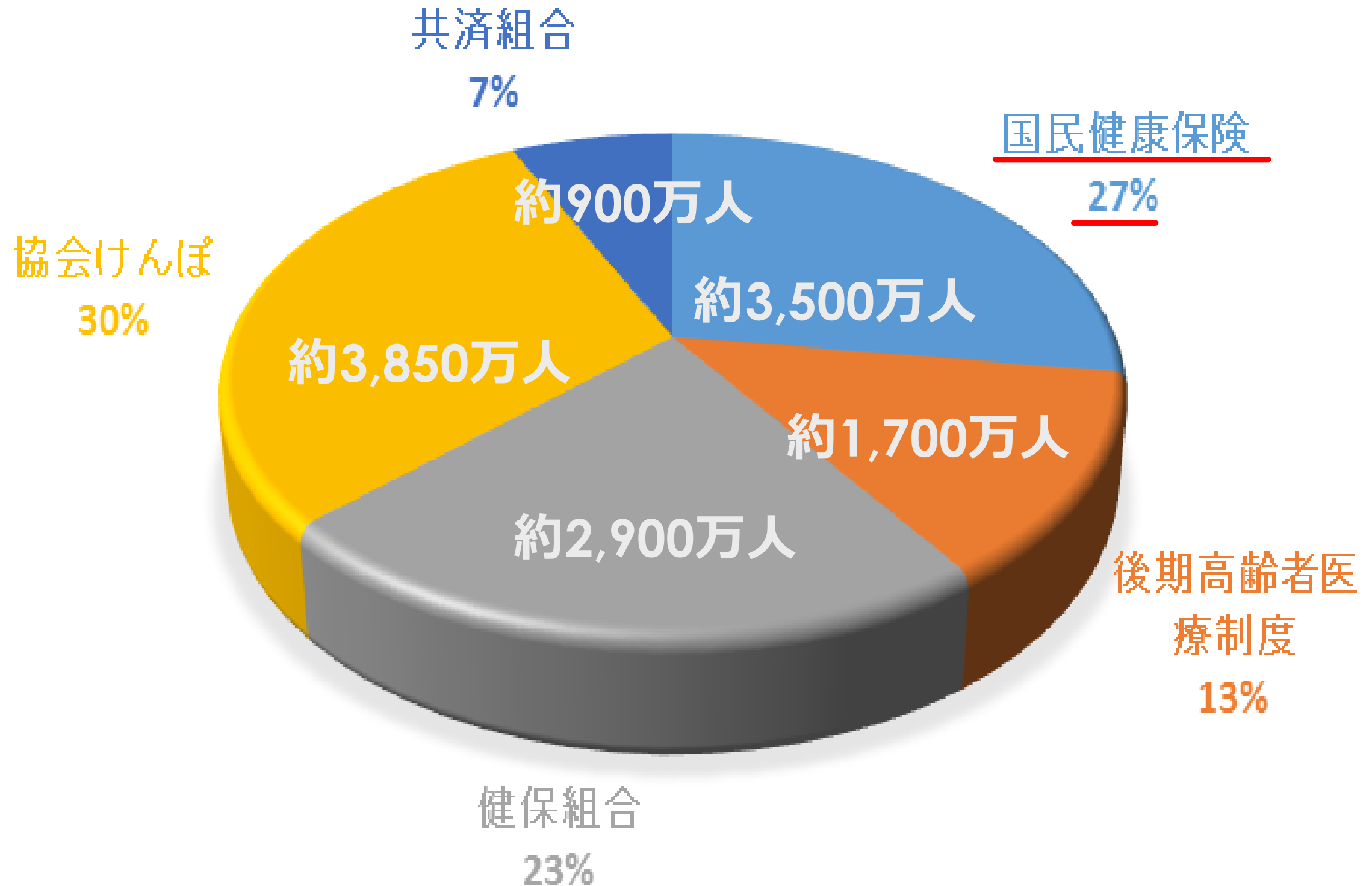
※日本では、生活保護の方以外の全ての国民が公的医療保険への加入を義務付けられています。

（①②の加入者以外は全て③に加入）



国民皆保険制度

公的医療保険の加入割合



■ 医療費の自己負担割合（原則 3 割）

対 象		自己負担割合
義務教育就学前		2 割
義務教育就学後～ 7 0 歳未満		3 割
7 0 歳以上～ 7 5 歳未満	昭和 1 9 年 4 月 1 日 以前生まれ	1 割
	昭和 1 9 年 4 月 2 日 以降生まれ	2 割
	生年月日に関係なく 現役並所得者	3 割

※医療費の自己負担額が限度額を超えた分は、「高額療養費」が支給されます（年齢や所得区分により限度額が異なります）。

■ 保険税について

保険税は、国保を運営するうえで、大変重要な財源です。以下の①～③の合算により賦課されます。

①医療給付費分（全ての被保険者）

医療給付費に充てられる分

②後期高齢者支援金分（全ての被保険者）

後期高齢者医療制度（75歳以上）の支援分

③介護納付金分（40歳以上65歳未満の被保険者のみ）

介護保険の第2号被保険者の介護保険料分

■ 保険税の算定方法

加入者の前年の所得と加入人数等を基礎に世帯単位で計算し、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算したものが世帯の保険税となります。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割	8.00%	2.50%	1.70%
均等割 (加入者数×右記額)	27,100円	7,000円	9,100円
平等割 (1世帯当たり右記額)	25,000円	6,500円	6,400円
賦課限度額 (合計96万円)	61万円	19万円	16万円

※令和2年度税制改正大綱が閣議決定（R1.12.20）

⇒【賦課限度額の改定】

医療分2万円増・後期分据え置き・介護分1万円増の合計3万円増となり、賦課限度額の合計は99万円となる見込み

■ 国民健康保険の運営主体

■ 都道府県単位化へ

これまでは、市町村が運営主体でしたが、厳しさを増す国保財政の安定化を図るために、平成30年度から都道府県と市町村の共同運営に切り替わりました。

※市町村単位 ⇒ 都道府県単位へ

※県は財政運営の責任主体（運営全体の中心的役割）

統一保険料率

熊本県では、市町村間で保険税水準・医療費水準にバラツキがあります（最大約2倍）。これらの標準化を図り、最終的には、「同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険料になる」ことを目指すこととしています。

■ 都道府県単位化(H30年度～)

— 「市町村単独運営」から「都道府県と市町村の共同運営」へ—

■ 都道府県単位化の背景（国保の抱える課題）

課題① 低所得層の増加（収入の減）

発足時

農林水産業・自営業が中心



- 産業構造の変化（第一次産業の衰退等）
- 経済不況（失業・非正規雇用増）
- 高齢化の進展

現在

非正規雇用の方や高齢者等が中心

⇒ 保険税収の減

課題② 医療費の増加（支出の増）

高度な医療の普及・高齢化の進展

⇒ 保険給付費の増

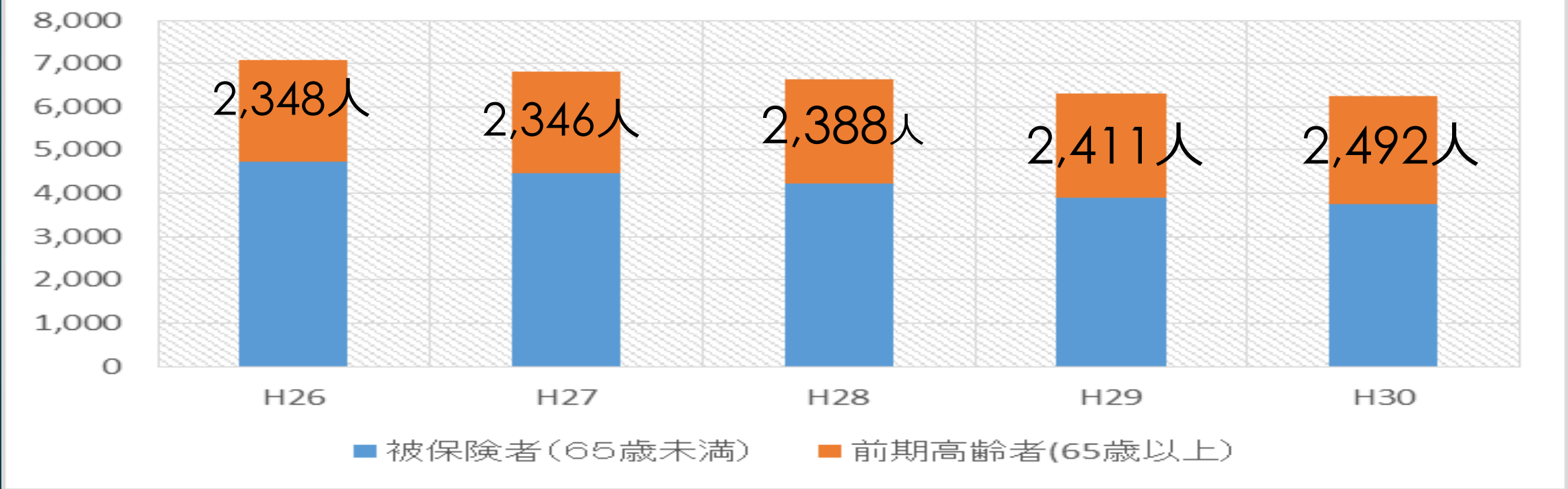
■ 被保険者の職業等

全国の状況			大津町の状況
			平成 3 0 年度
			平成 3 0 年度
被保険者数（年度末）			6, 2 3 9 人
対総人口比			1 7. 9 %
1 世帯当たり被保険者数			1. 6 7 人
前期高齢者加入率 （ 6 5 歳以上）			4 0. 0 %
世帯主の職業	農林水産業	4 4. 7 %	2. 3 %
	自営業	2 4. 2 %	1 5. 6 %
	被用者	1 3. 9 %	3 2. 7 %
	無職者	9. 4 %	4 9. 6 %
	その他	7. 8 %	2. 6 %

【被保険者数の推移】

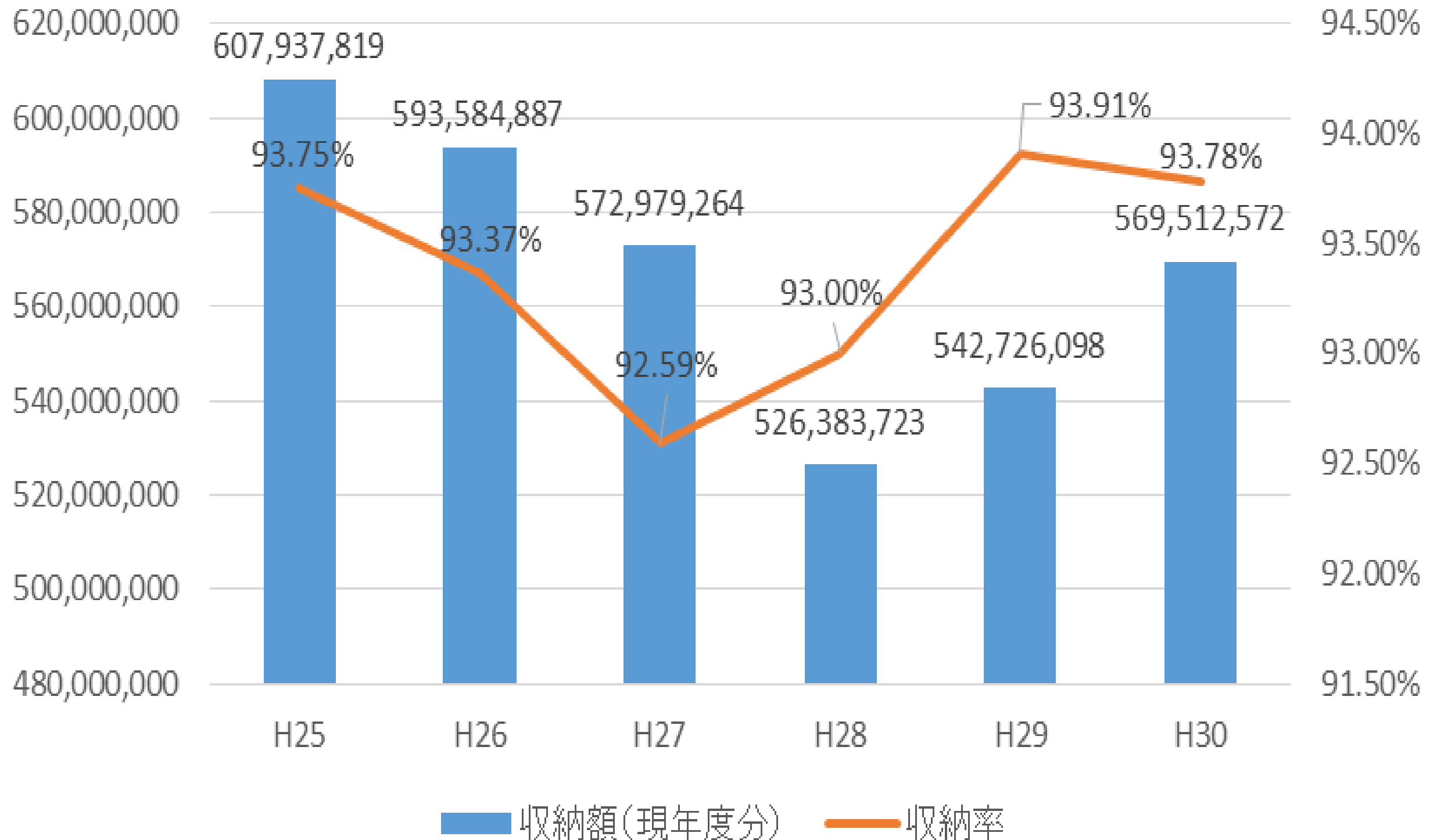
年 度	被保険者数	増 減	うち前期高齢者数 (65歳以上)	
			人数	割合
H26	7,072人	▲128人	2,348人	33.2%
H27	6,821人	▲251人	2,346人	34.4%
H28	6,626人	▲195人	2,388人	36.0%
H29	6,302人	▲324人	2,411人	38.3%
H30	6,239人	▲63人	2,492人	39.9%

被保険者数の推移

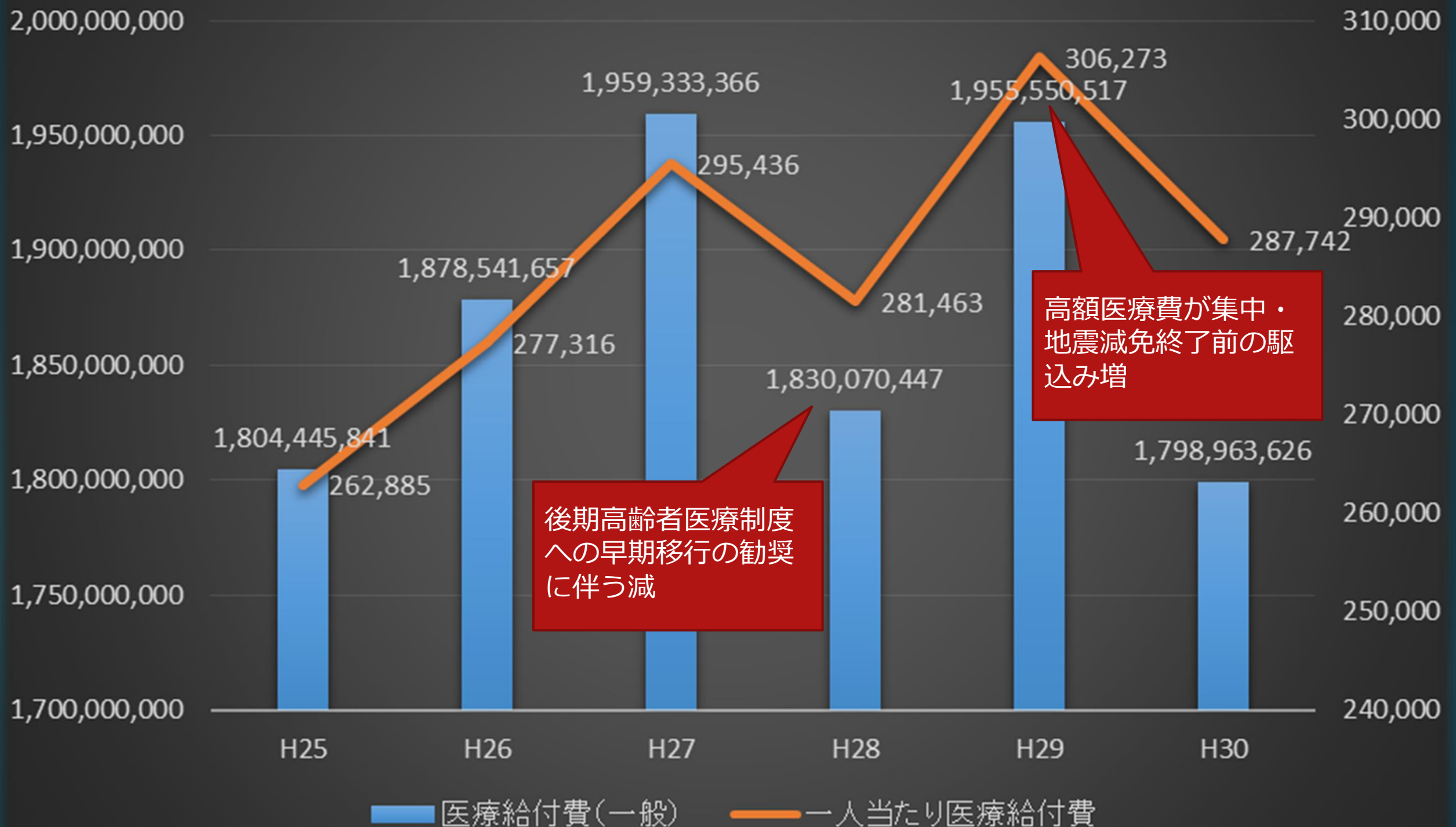


国保税の収納額・収納率の推移(現年度分)

単位：円



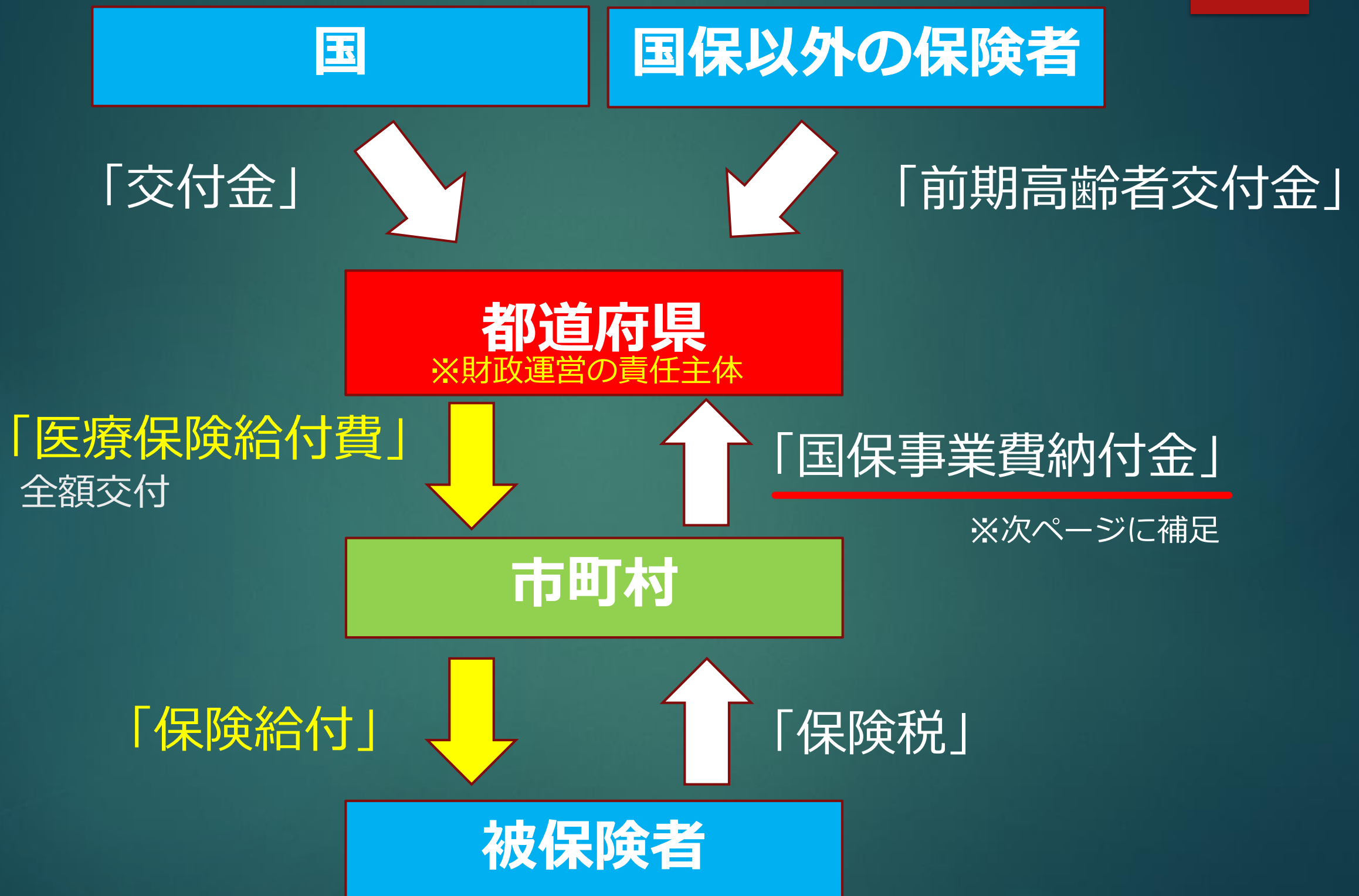
医療給付費の推移(一般) 単位:円



■ 他の公的医療保険との比較

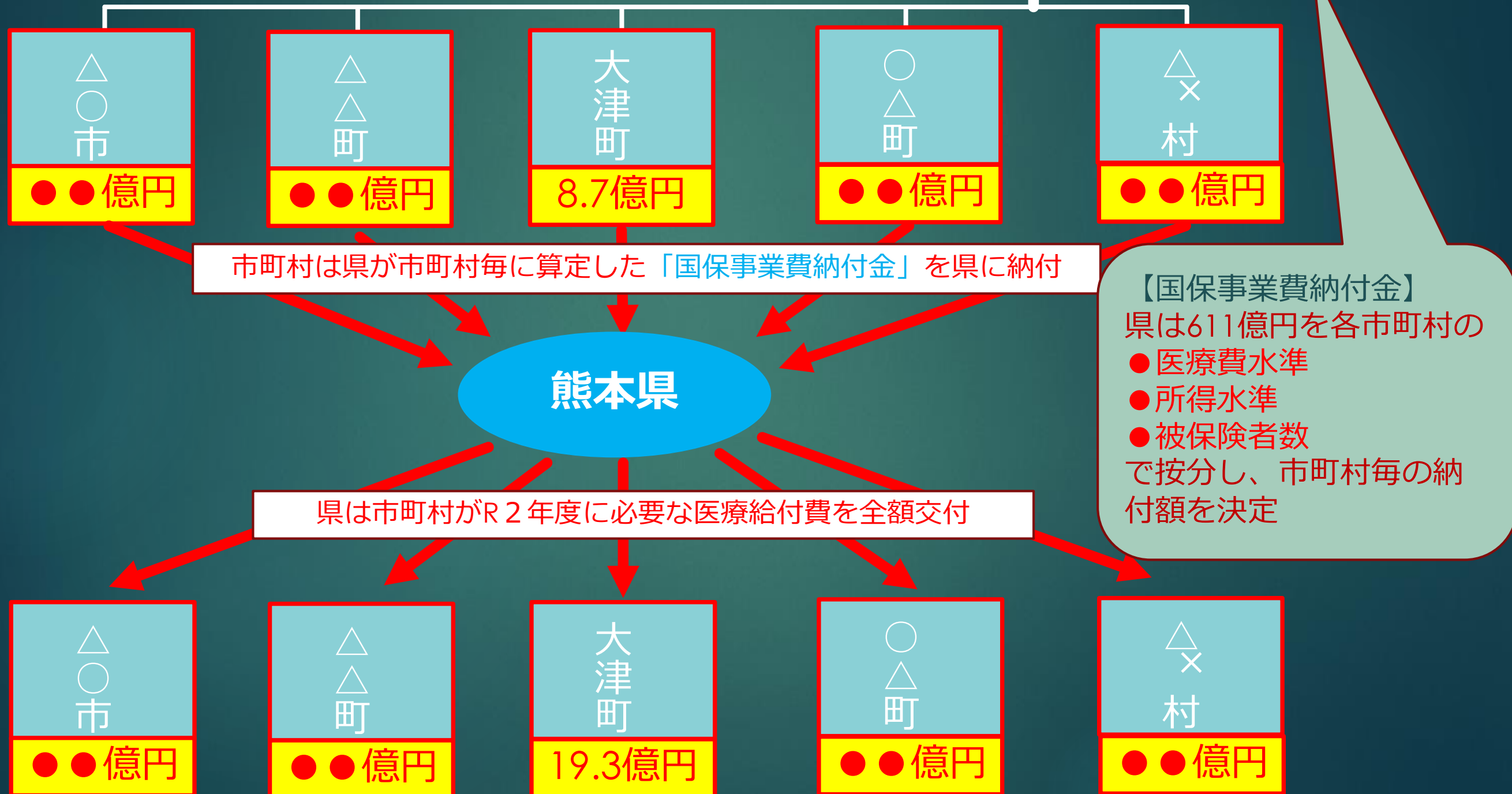
	国保	協会けんぽ	健保組合	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (H27.3月末)	1, 7 1 6	1	1, 4 0 9	8 5	4 7
加入者数 (H27.3月末)	3, 3 0 3 万人	3, 6 3 9 万人	2, 9 1 3 万人	8 8 4 万人	1, 5 7 7 万人
平均年齢 (H26年度)	5 1. 5 歳	3 6. 7 歳	3 4. 4 歳	3 3. 2 歳	8 2. 3 歳
65～74歳の 割合(H26)	3 7. 8 %	6. 0 %	3. 0 %	1. 5 %	2. 4 % (早期移行者)
一人当り医 療費(H26)	3 3. 3 万円	1 6. 7 万円	1 4. 9 万円	1 5. 2 万円	9 3. 2 万円
一人当り平 均所得 (H26)	8 6 万円	1 4 2 万円	2 0 7 万円	2 3 0 万円	8 3 万円

■ 都道府県単位化後の国保運営のお金の流れ（概略）



■ 令和2年度 国保事業費納付金

県全体の必要額		県に入るお金（国など）		県が市町村から集めるお金
1,812億円	－	1,201億円	=	611億円



■ 国保事業費納付金の県内シェア（順位）

按分項目など	大津町の順位（４５市町村中）
①医療費水準（高い順）	３７位（低い）
②所得水準（高い順）	１１位（高い）
③被保険者数（多い順）	１６位（多い）
国保事業費納付金（多い順）	１７位（多い）

【大津町の状況】

- 医療費水準は低いが、所得水準と被保険者数のシェアが多いため、国保事業費納付金の県内でのシェアは、高い方の水準になっている。

⇒⇒ 医療費水準が低い市町村へ県からのインセンティブ有
（令和元年度 約1,500万円）

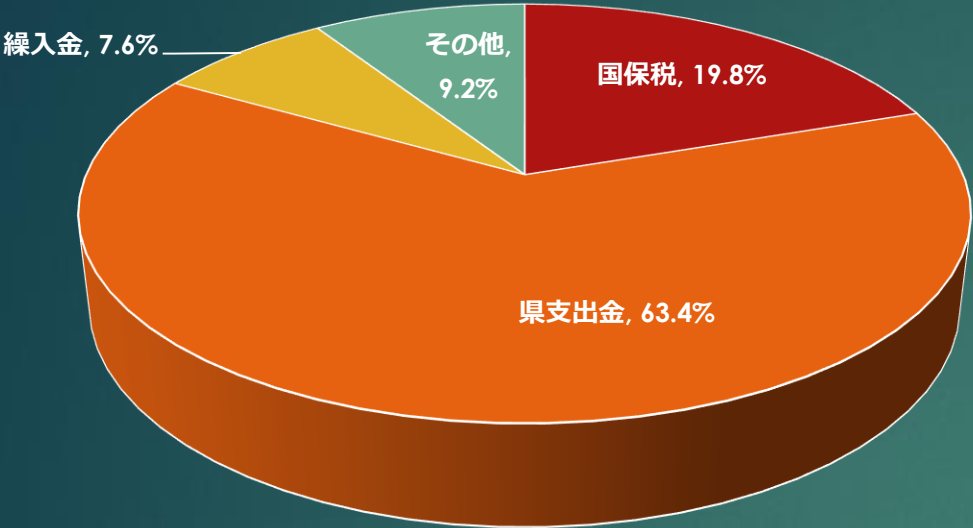


【議事②】

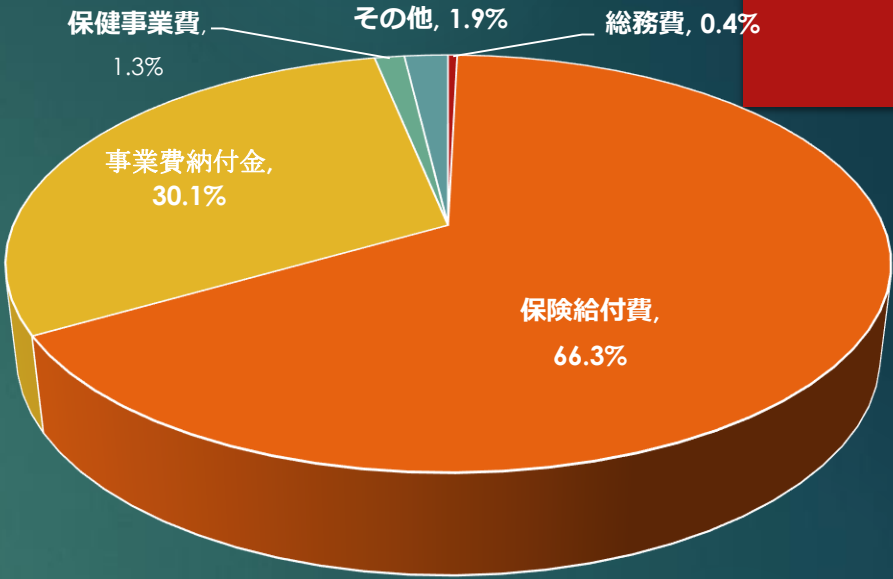
平成30年度大津町国民健康保険特別会計
決算の概要について

平成30年度 国民健康保険特別会計決算

歳入 29億6,986万円



歳出 27億7,635万円



歳入額 29億6,986万円 歳出額 27億7,635万円 (繰越額 1億9,351万円)

◆国保税 5億8,782万9千円
熊本地震による減免によりH29減
被保険者数H30.3月末：6,239人、H29.3月末：6,516人

◆県支出金 18億8,372万円
【新設】県単位化により創設
①普通交付金 18億1,821万円
②特別交付金 6,550万円

◆繰入金 2億2,528万円
国保税の軽減相当額や出産一時金等について、国民健康保険法の規定に基づき一般会計から繰入れるもの

◆その他 2億7,304万円
繰越金、諸収入、使用料等

◆総務費 1,064万円
レセプト点検委託・パソコン保守委託・需用費等

◆保険給付費 18億4,217万円
療養給付費・療養費・高額療養費・葬祭費・出産育児一時金等

◆事業費納付金 8億3,533万円
【新設】県単位化により創設
県全体で必要な給付額を市町村に割り当て納付

◆保健事業費 3,501万円
人間ドック・特定健診・特定保健指導の委託料等

◆その他 5,320万円
保険税還付金、予備費等

【議事③】

令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計
予算（案）の概要について

令和2年度 大津町国民健康保険特別会計予算（案）

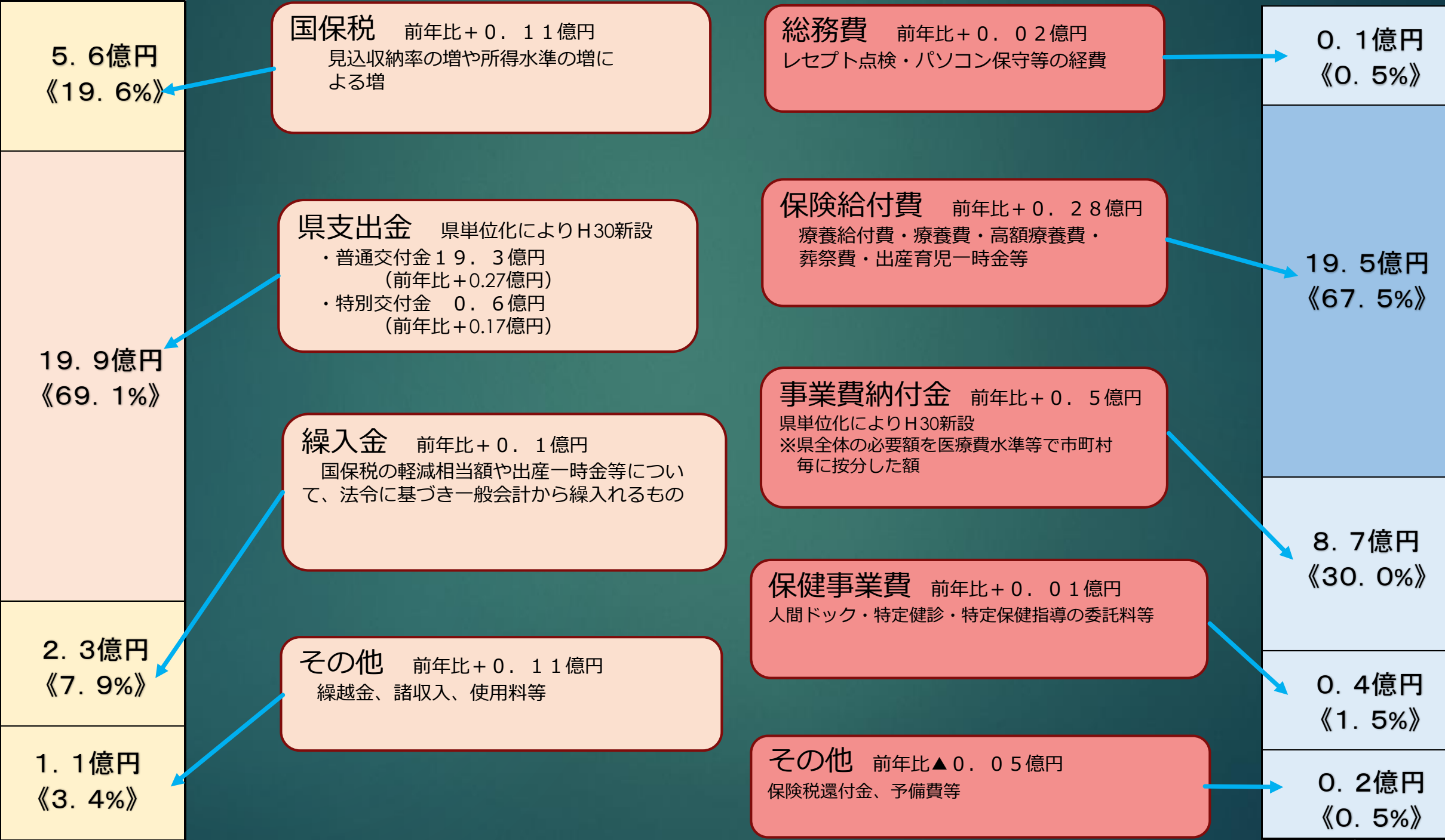
歳入

歳入歳出予算総額 28.9 億円（前年比 + 0.76 億円）

歳出

28.9 億円

28.9 億円

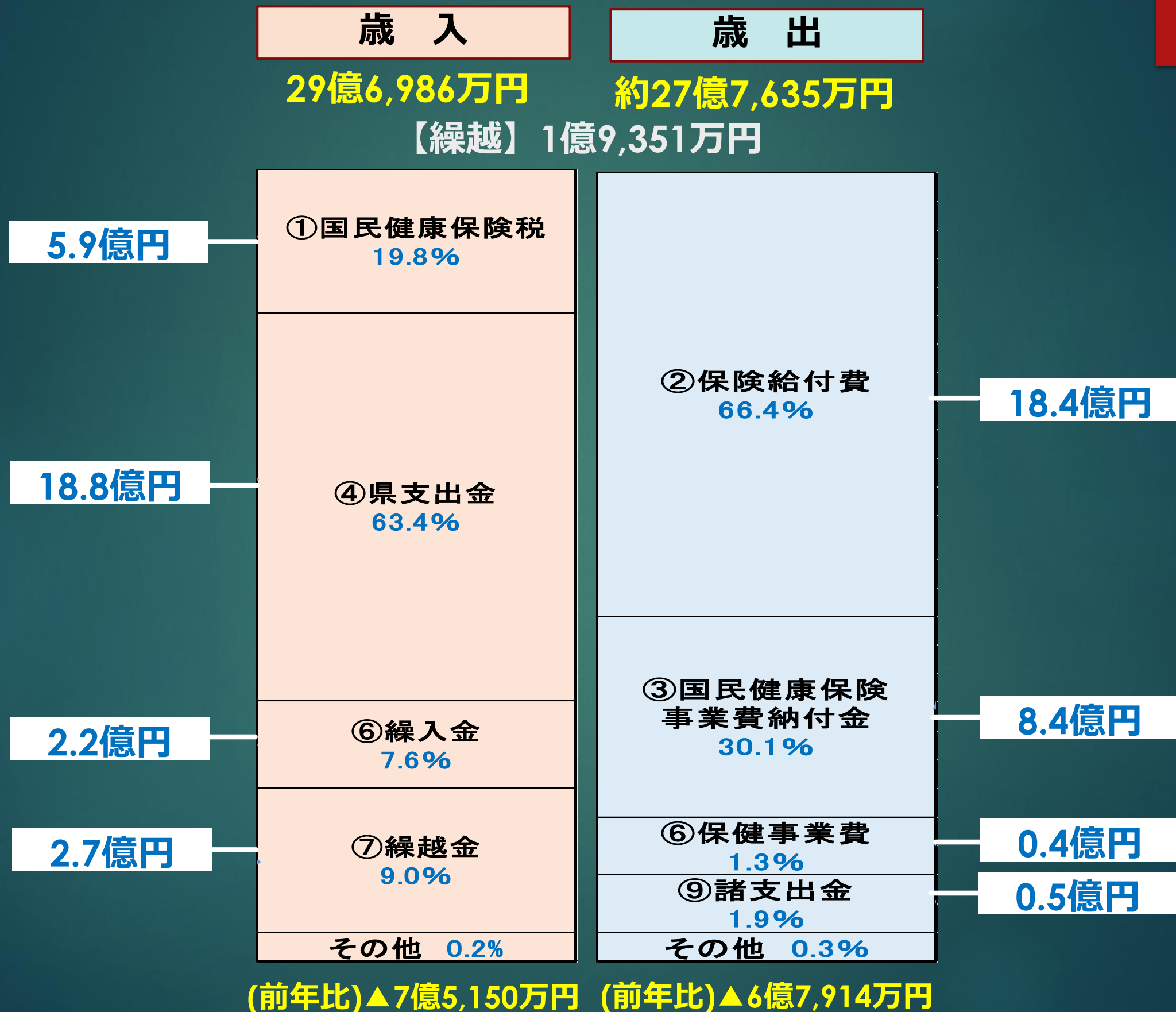


※机上配布資料

◆令和2年度 標準保険料率（現行税率との比較）

		所得割（％）	平等割（円）	均等割（円）
医療保険分	現行税率	8.00%	25,000	27,100
	標準税率	8.29%	19,738	27,513
	差	-0.29%	5,262	-413
後期高齢者支援金分	現行税率	2.50%	6,500	7,000
	標準税率	2.90%	7,025	9,792
	差	-0.40%	-525	-2,792
介護保険分	現行税率	1.70%	6,400	9,100
	標準税率	2.45%	—	15,730
	差	-0.75%	6,400	-6,630

■ 平成30年度 大津町国民健康保険特別会計決算の概要



令和2年度 国保特別会計（予算案の概要）

歳 入			
科 目	本年度の額	前年度の額	対前年比
1. 国民健康保険税	566,821	555,627	11,194
一般被保険者	566,815	552,931	13,884
退職被保険者等	6	2,696	▲ 2,690
2. 使用料及び手数料	150	150	0
3. 国庫支出金	2,495	1	2,494
災害臨時特例補助金	1	1	0
システム改修費補助金	2,494	0	2,494
4. 県支出金	1,996,888	1,952,048	44,840
保険給付費等交付金	1,996,888	1,952,048	44,840
普通交付金	1,933,212	1,905,552	27,660
特別交付金	63,676	46,496	17,180
5. 財産収入	15	1	14
6. 繰入金	229,373	218,826	10,547
保険基盤安定繰入金	171,591	171,393	198
職員給与等繰入金	13,075	11,232	1,843
助産費等繰入金	11,200	11,200	0
財政安定化支援事業繰入金	33,506	25,000	8,506
基金繰入金	1	1	0
7. 繰越金	90,000	83,000	7,000
8. 寄付金	1	1	0
9. 諸収入	3,206	3,206	0
歳 入 合 計	2,888,949	2,812,860	76,089

歳		出		
科 目		本年度の額	前年度の額	対前年比
1. 総 務 費		15,569	13,299	2,270
2. 保 険 給 付 費		1,950,721	1,922,961	27,760
一 般 被 保 険 者	療養諸費	1,692,600	1,692,600	0
	高額療養費	240,000	204,000	36,000
	高額介護合算療養費	200	200	0
	助産諸費	16,809	16,809	0
	葬祭諸費	700	600	100
	移送費	1	1	0
	小 計	1,950,310	1,914,210	36,100
退 職 被 保 険 者	療養諸費	290	7,890	▲ 7,600
	高額療養費	100	840	▲ 740
	高額介護合算療養費	20	20	0
	移送費	1	1	0
				0
	小 計	411	8,751	▲ 8,340
審査支払手数料		5,889	5,797	92
3.	事業費納付金	867,863	817,591	50,272
	・ 医療給付費分	619,298	617,332	1,966
	・ 後期高齢者支援金等分	185,332	151,854	33,478
	・ 介護納付金分	63,233	48,405	14,828
4. 共同事業拠出金		1	1	0
5. 財政安定化基金拠出金		1	1	0
6. 保 健 事 業 費		42,274	40,959	1,315
7. 基 金 積 立 金		16	1	15
8. 公 債 費		1	1	0
9. 諸 支 出 金		2,502	2,502	0
10. 予 備 費		4,112	9,747	▲ 5,635
歳 出 合 計		2,888,949	2,812,860	76,089